特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
9	生活保護法による保護に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、生活保護法による保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

令和7年7月15日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	生活保護法による保護に関する事務				
②事務の概要	・生活保護法に基づき、生活保護に関する事務を行っている。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 ⑩医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 ・特定個人情報ファイルは、上記事務に係る要保護者(被保護者を含む。)の本人確認、状況把握に用いる。 (1)要保護者(被保護者を含む。)の提出書類等(関係機関からの情報を含む。)に記載された個人情報の確認 (2)情報提供ネットワークシステムを利用した他機関との情報連携				
③システムの名称	生活保護システム 統合専用端末 医療保険者等向け中間サーバー等				

2. 特定個人情報ファイル名

要保護者(被保護者を含む。)ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号利用法別表23の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	69、74、75、76、86、87、89、96、 の項 【照会ができる根拠規定】	づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、48、49、53、59、63、、108、125、132、141、144、151、155、158、167、168、169、170、171、172 づく主務省令第2条の表42、43の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉子どもみらい局福祉部生活援護課
②所属長の役職名	生活援護課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

政策局政策部情報公開広聴課

横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-1111(代表) 045-210-3714(直通) 平塚保健福祉事務所生活福祉課 平塚市豊原町6-21 TEL 0463-32-0130(代表) 平塚保健福祉事務所茅ケ崎支所生活福祉課 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85-1171(代

表)

鎌倉保健福祉事務所保健福祉課 鎌倉市由比ガ浜2-16-13 TEL 0467-24-3900(代表) 小田原保健福祉事務所生活福祉課 小田原市荻窪350-1 TEL 0465-32-8000(代表) 小田原保健福祉事務所足柄上センター生活福祉課 開成町吉田島2489-2 TEL 0465-83-511 1(代表)

厚木保健福祉事務所生活福祉課 厚木市水引2-3-1 TEL 046-224-1111(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

平塚保健福祉事務所生活福祉課 平塚市豊原町6-21 TEL 0463-32-0130(代表) 平塚保健福祉事務所茅ケ崎支所生活福祉課 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85-1171(代表)

連絡先

請求先

鎌倉保健福祉事務所保健福祉課 鎌倉市由比ガ浜2-16-13 TEL 0467-24-3900(代表) 小田原保健福祉事務所生活福祉課 小田原市荻窪350-1 TEL 0465-32-8000(代表) 小田原保健福祉事務所足柄上センター生活福祉課 開成町吉田島2489-2 TEL 0465-83-511 1(代表)

厚木保健福祉事務所生活福祉課 厚木市水引2-3-1 TEL 046-224-1111(代表)

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	7年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類					
_	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で	「全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。						
2. 特定個人情報の入手(情	情報提供ネットワークシス	テムを通じた入	手を除く。)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの 対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの)取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通じ	た提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十分 か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、必ず複数人での確認を行っている。また、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。				

9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[O] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	落発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[] 全	:項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行; 6) 情報提供ネットワークシ	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスク 使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策 システムを通じて目的ダ システムを通じて不正な ・滅失・毀損リスクへの	との紐付けが行われるリスクへの対策 ウへの対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) トの入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	その中でもマイナンバーをシスな管理を行っている。また、アク	テムに登録できる職員 アセスログを記録し、定 ごていることから、権限	カードとパスワードによる認証によって限定しており、 のみ、権限を設定することで、アクセス権限の適切 期的に分析することで不正なアクセスがないことを確 のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に る」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月1日	I の1の③ システムの名称	生活保護総合情報システム	生活保護システム	事後	
平成28年6月1日	I の4の② 法令上の根拠		別表第二の116の項 別表第二の119の項	事後	
平成28年6月1日	I の5の② 所属長	松岡 一仁	中原 幾代	事後	
平成28年6月1日	Iの7 請求先	政策局 情報企画部 情報公開課	県民局 くらし県民部 情報公開広聴課	事後	
平成28年6月1日	Ⅱの1 しきい値判断	平成27年2月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	
平成29年6月1日	_	⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務	⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請 に対する応答に関する事務 ⑦保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧徴収金の徴収に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I の4の② 法令上の根拠	別表第二の9の項 内閣府総務省令第7号第8条1、2号別表第二の10の項 内閣府総務省令第7号第9条1、2、3号別表第二の14の項 内閣府総務省令第7号第11条別表第二の16の項 内閣府総務省令第7号第12条1、2、3、4号別表第二の24の項 内閣府総務省令第7号第17条別表第二の24の項 内閣府総務省令第7号第19条1、2、3、4、5号別表第二の27の項 内閣府総務省令第7号第20条4、5、6、7、9、10号別表第二の28の項 内閣府総務省令第7号第21条1、4、5、7、8、9号別表第二の31の項 内閣府総務省令第7号第21条1、4、5、7、8、9号別表第二の31の項 内閣府総務省令第7号第22条2、3、4、5、7、9、10号別表第二の54の項 内閣府総務省令第7号第28条1、2、3、4、5、7、8、9号	別表第二の16の項 内閣府総務省令第7号第 12条 別表第二の20の項 内閣府総務省令第7号第 14条 別表第二の21の項 別表第二の24の項 内閣府総務省令第7号第 17条 別表第二の26の項 内閣府総務省令第7号第 19条 別表第二の27の項 内閣府総務省令第7号第 20条 別表第二の28の項 内閣府総務省令第7号第 21条 別表第二の30の項 別表第二の31の項 内閣府総務省令第7号第 22条 別表第二の38の項 内閣府総務省令第7号第	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I の4の② 法令上の根拠	別表第二の61の項 内閣府総務省令第7号第32条1、2号 別表第二の62の項 内閣府総務省令第7号第33条 別表第二の64の項 内閣府総務省令第7号第35条 別表第二の70の項 内閣府総務省令第7号第39条 別表第二の87の項 内閣府総務省令第7号第39条 別表第二の87の項 内閣府総務省令第7号第44条1、2、3、4、5号別表第二の94の項 内閣府総務省令第7号第47条2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号別表第二の104の項 内閣府総務省令第7号第52条 別表第二の106の項 内閣府総務省令第7号第53条1、2、3号別表第二の108の項 内閣府総務省令第7号第55条1、2、3、4号別表第二の116の項別表第二の119の項	別表第二の61の項 内閣府総務省令第7号第32条 別表第二の62の項 内閣府総務省令第7号第33条 別表第二の64の項 内閣府総務省令第7号第35条 別表第二の70の項 内閣府総務省令第7号第39条 別表第二の87の項 内閣府総務省令第7号第39条 別表第二の87の項 内閣府総務省令第7号第44条 別表第二の90の項 内閣府総務省令第7号第47条 別表第二の94の項 内閣府総務省令第7号第47条 別表第二の104の項 内閣府総務省令第7号第52条 別表第二の106の項 内閣府総務省令第7号第53条 別表第二の108の項 内閣府総務省令第7号第53条 別表第二の116の項 内閣府総務省令第7号第55条 別表第二の116の項 内閣府総務省令第7号第59条の2 別表第二の119の項 内閣府総務省令第7号第59条の2	事後	
平成29年6月1日	I の5の② 所属長	中原 幾代	関根 弘子	事後	
平成29年6月1日	Iの7 請求先	茅ケ崎保健福祉事務所生活福祉課 茅ヶ崎市 茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85-1171 (代表)	平塚保健福祉事務所茅ケ崎支所生活福祉課 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85- 1171(代表)	事後	
平成29年6月1日	Iの8 連絡先	平塚保健福祉事務所生活福祉課 茅ヶ崎市 茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85-1171 (代表)	平塚保健福祉事務所茅ケ崎支所生活福祉課 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85- 1171(代表)	事後	
平成29年6月1日	Ⅱの1 しきい値判断	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成30年8月29日	I の4の② 法令上の根拠		別表第二の37の項 内閣府総務省令第7号第 23条	事後	
平成30年8月29日	I の5の① 部署	保健福祉局福祉部生活援護課	福祉子どもみらい局福祉部生活援護課	事後	
平成30年8月29日	Iの7 請求先	県民局くらし県民部情報公開広聴課	政策局政策部情報公開広聴課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月29日	Ⅱの1 しきい値判断	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成31年3月6日	I の1の②	⑦保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧徴収金の徴収に関する事務	⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務	事後	
平成31年3月6日	I の4の② 法令上の根拠		別表第二の18の項	事後	
平成31年3月6日	I の5の② 所属長の役職名	課長 関根 弘子	生活援護課長	事後	
平成31年3月6日	Ⅳ リスク対策		Ⅳリスク対策に記載のとおり	事後	
令和1年11月12日	Ⅱ しきい値判断	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和2年10月14日	Ⅱ しきい値判断	平成元年6月1日 時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年8月18日	Ⅱ しきい値判断	令和2年6月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I の4の② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和4年7月8日	Ⅱ しきい値判断	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月20日	I の1の② 事務の概要	①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は その申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護 の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に 係る事実についての審査又はその申請に対す る応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の申請の受理、その申請に 係る事実についての審査又はその申請に対す	・生活保護法に基づき、生活保護に関する事務を行っている。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に外する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑥資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に必要する事務	事	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月20日	Iの1の③ システムの名称	生活保護システム	生活保護システム 統合専用端末 医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和5年6月20日	IVの4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託		Ⅳの4 記載のとおり	事前	
令和5年6月20日	Ⅳの5 特定個人情報の提 供·移転		Ⅳの5 記載のとおり	事前	
令和5年6月20日	Ⅱ しきい値判断	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年10月18日	Iの1の② 事務の概要	を行っている。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査との申請に所名事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査と関する事務 ②徴収金の徴収に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ・特定個人情報ファイルは、上記事務に係る要保護者(被保護者を含む。)の未人確認、代)要保護者がらの情報を含む。)に記載された他機関との情報連携	・生活保護法に基づき、生活保護に関する事務を行っている。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑥資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に伝る事実についての審査又はその申請に対る応答に関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に対る応答に関する事務 ⑥強学・就職準備給付金の申請の受理、その申請に対る応答に関する事務 ⑥強学・就職準備給付金の申請の受理、その申請に対する応答に関する事務 ⑥強収をの徴収に関する事務 ⑥性収金の徴収に関する事務 ⑥性収金の徴収に関する事務 ⑥性収金の徴収に関する事務 ⑥性収金の徴収に関する事務 ⑥性収金の徴収に関する事務 ⑥性収金の徴収に関する事務 ⑥性収益を含む。)の提出書類等(関係機関からの情報を含む。)に記載された個人情報の確認 (2)情報提供ネットワークシステムを利用した他機関との情報連携	事後	
令和6年10月18日	Iの3 個人番号の利用 法 令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 内閣 府総務省令第5号第15条	番号利用法別表23の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月18日	I の4の② 法令上の根拠	番号法第19条第8号 【提供ができる根拠規定】別表第二の9の項 内閣府総務省令第7号第9条別表第二の14の項 内閣府総務省令第7号第11条別表第二の16の項 内閣府総務省令第7号第11条別表第二の18の項 内閣府総務省令第7号第12条別表第二の24の項 内閣府総務省令第7号第14条別表第二の24の項 内閣府総務省令第7号第17条別表第二の24の項 内閣府総務省令第7号第19条別表第二の24の項 内閣府総務省令第7号第19条別表第二の26の項 内閣府総務省令第7号第20条別表第二の30の項 内閣府総務省令第7号第22条別表第二の31の項 内閣府総務省令第7号第22条別表第二の31の項 内閣府総務省令第7号第23条別表第二の53の項 内閣府総務省令第7号第24条の4別表第二の53の項 内閣府総務省令第7号第32条別表第二の64の項 内閣府総務省令第7号第32条別表第二の64の項 内閣府総務省令第7号第39条別表第二の70の項 内閣府総務省令第7号第39条別表第二の70の項 内閣府総務省令第7号第39条別表第二の104の項 内閣府総務省令第7号第52条別表第二の106の項 内閣府総務省令第7号第55条別表第二の116の項 内閣府総務省令第7号第55条外別表第二の116の項 内閣府総務省令第7号第55条条列表第二の116の項 内閣府総務省令第7号第55条条列表第二の116の項 内閣府総務省令第7号第55条条列表第二の116の項 内閣府総務省令第7号第55条条の3表第二の116の項 内閣府総務省令第7号第55条条の2別表第二の116の項 内閣府総務省令第7号第55条条の2別表第二の118の項 内閣府総務省令第7号第59条の3長第二の118の項 内閣府総務省令第7号第59条の2日統務第二の118の項 内閣府総務省令第7号第59条の3日統務省令第7号第59条の3日統務第二の118の項 内閣府総務省令第7号第59条の3日統務省令第7号第59条の3日統務省令第7号第59条の3日統務省令第7号第19条	【提供ができる根拠規定】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第 2条の表13、14、18、20、28、37、40、48、49、 53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、 108、125、132、141、144、151、155、158、167、 168、169、170、171、172の項 【照会ができる根拠規定】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第 2条の表42、43の項	事後	
令和6年10月18日	Ⅱ しきい値判断	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年10月18日	IV リスク対策 8. 人手を介 在させる作業		記載のとおり	事後	
令和6年10月18日	IV リスク対策 11. 最も優先 度が高いと考えられる対策		記載のとおり	事後	
令和7年7月15日	Ⅱ しきい値判断	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正